

平成21年 1月21日現在

「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用による再生支援手法について ～ 中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について～

平成 20 年 10 月 3 日、中小企業庁ホームページにおきまして、「中小企業再生支援協議会における新たな再生支援手法の導入について」と題して、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」(以下、「協議会版資本的借入金」とする。)を用いた再生支援手法が、公表されました。

同日、金融庁が改訂した「金融検査マニュアル」等では、「協議会版資本的借入金」に該当する劣後ローンは、株式会社日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫)の挑戦支援資本強化特例制度と同様、「十分な資本的性質が認められる借入金」として同庁の検査において自己資本と見なすことができる、との見解が示されています。

再生手法の一つとして、既存の融資を「協議会版資本的借入金」に転換することにより、過大な債務で苦しむ中小企業の自己資本を強化して再生を図ることができる、と期待されています。本制度の趣旨を十分ご理解の上、「協議会版資本的借入金」を積極的にご活用いただきますよう、よろしく申し上げます。

書面の都合上、一部略号を使っておりますので、お読みになる際にご参照ください。

略号についての説明

「協議会版資本的借入金」	中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」
「マニュアル」	預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(金融検査マニュアル)
「別表 1」	金融検査マニュアル 自己査定(別表 1)
「別表 2」	金融検査マニュアル 償却・引当(別表 2)
「FAQ」	金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(F A Q)
「別冊」	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕
「中企庁」	平成 20 年 10 月 3 日付 中小企業庁発表資料
	『「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用による再生支援手法について』

Q 1、

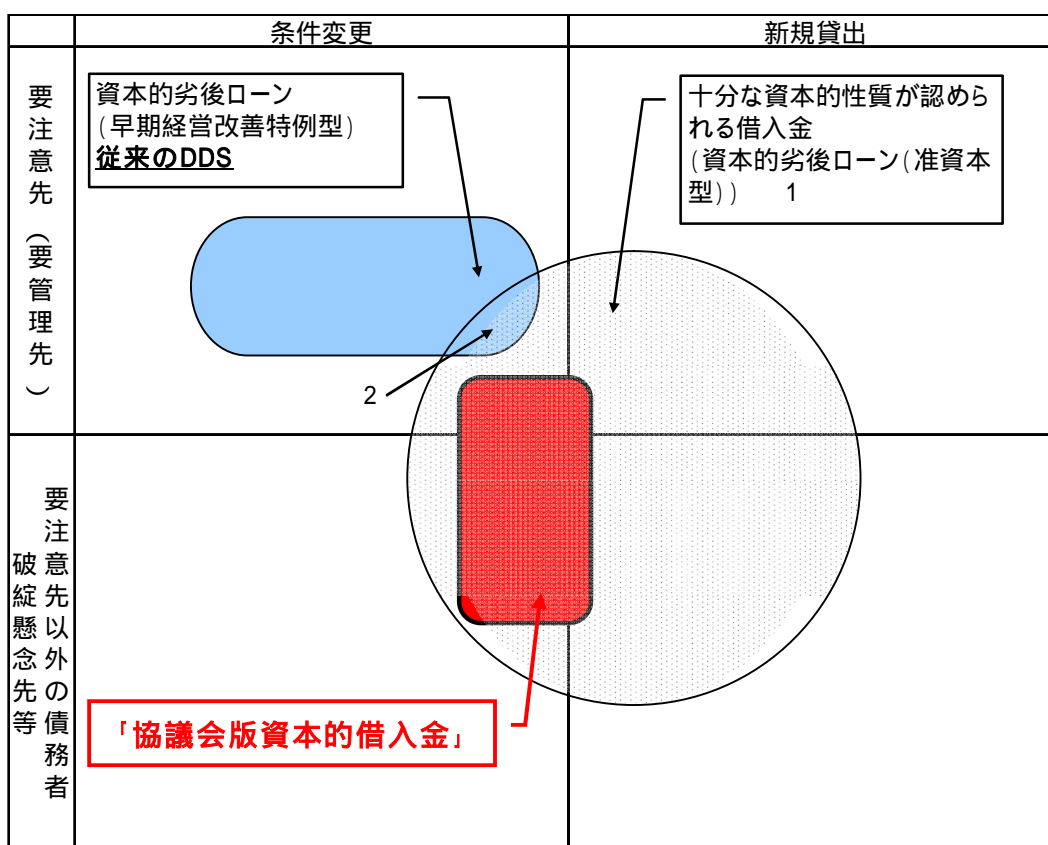
別冊（ 7 . 資本的劣後ローンの取扱い）に記載されている、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）（以下「特例型」とする。）と資本的劣後ローン（准資本金型）（以下単に「准資本金型」とする）の違いについて教えてください。また、「協議会版資本的借入金」はどちらに含まれるのでしょうか。

A 1、

特例型と准資本金型を、債務者区分及び適用する手段で位置づけをすると下図の通りになります。そして、「協議会版資本的借入金」は准資本金型のひとつに含まれています。

特例型は、「十分な資本的性質」があるか否かを問わず、別冊（ 7 . 資本的劣後ローンの取扱い）（ 1 ）の諸要件を満たすことで、債務者区分等の判断において資本とみなすことができます。それに対し、准資本金型は「十分な資本的性質」を有しているため、別冊（ 7 . 資本的劣後ローンの取扱い）（ 3 ）に基づき債務者区分等の判断において資本とみなすことができます。

【図】 中小企業に対する資本的劣後ローンの位置づけ



1 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本的劣後ローン以外の借入金についても想定できる。ここでは、資本的劣後ローンについて整理するため、准資本金型と枠が一致することになる。

2 早期経営改善特例型と准資本金型の両方の性質を持った資本的劣後ローンも想定は可能である。しかし、実務上ではあまり有用ではないため、当てはまるものはないと考えられる。

Q 2、

従来のDDSと比較した場合、「協議会版資本的借入金」の特徴を教えてください。

A 2、

下記の表を参照して下さい。

【表】「協議会版資本的借入金」の特徴

	従来型DDS	「協議会版資本的借入金」
マニュアル上の定義	資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）	十分な資本的性質が認められる借入金 資本的劣後ローン（准資本型）
貸出主体	金融機関に限る	金融機関等の債権者
対象先	中小企業基本法で規定する中小企業者及び医療法人、学校法人等	産業活力再生特別措置法（第2条第15項）に定義される中小企業者
債務者区分	要注意先（要管理先も可）	制限なし（破綻懸念先を想定）
適用金利	（任意）	年0.4%程度の支援金利 当初5年間は固定金利 その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定（0.4%程度）が条件である。 【中企庁】
計画要件	合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画【別冊7.(1)】	「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」に基づいた再生計画の策定が必要になります【Q8】を参照。【中企庁】
契約要件	金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること。 【別冊7.(1)】	金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること。 【中企庁】
償還条件	転換時に存在する他の全ての債権及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還が開始されること。 【別冊7.(1) イ.】	15年一括償還 【中企庁】
期限前弁済	経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合に、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。 【別冊7.(1) イ.(注)】	原則として当初10年間は期限前弁済を禁止する。 【中企庁】
デフォルト条項	債務者にデフォルトが生じた場合、請求権の効力は他の全ての債権が弁済された後に生じること。 【別冊7.(1) ロ.】	法的倒産の開始決定時に、他の全ての債権（本資本的借入金と同条件のものを除く）に劣後。他の全ての債権が弁済された段階で償還請求権が発生する。 【中企庁】

	従来型DDS	「協議会版資本的借入金」
コベナンツ	債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。 【別冊7.(1)ハ.】 実務では、上記に加えて計画の達成率に関する条項なども含まれます。	債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。 【中企庁】 従来型DDSで盛り込まれている再生計画の達成率に関する条項は含まれません。
期失事項	上記コベナンツその他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること。 【別冊7.(1)ニ.】	同左
貸倒引当金の算定	「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い(平成16年11月2日日本公認会計士協会)」に基づき算定する。 【(別表2)1.】	その特性を勘案し、例えば市場価値のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行う。 【(別表2)1.】
資本みなし取消要件	償還条件、デフォルト条項、コベナンツ及び期失事項の諸条件を満たさなくなった場合には、当該債務者の資本とみなすことができないものとする。 【別冊7.(1)(注2)】	債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発生した場合には、喪失の指示が行われない場合であっても、債務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債と見做して債務者区分の検討を行う。 【FAQ8-17】

Q3、

「協議会版資本的借入金」の貸し手は、金融機関に限定されるのですか。

A3、

中小企業庁発表資料にあります通り、「協議会版資本的借入金」は原則として、金融機関と債務者との間で双方合意のうえ締結されていることが必要となります。

ただし、「協議会版資本的借入金」は金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用するためのものですから、金融機関以外への適用が完全に否定されるわけではありません。金融機関以外の債権者(例えば、大口の仕入先など)が「協議会版資本的借入金」を適用する場合なども考えられます。

Q 4、

適用金利について、発表資料では「年 0.4%程度」と記載していますが、これを上回る利率で契約を締結することは可能ですか。

A 4、

0.4%を上回る利率で締結するためには、金融機関等で検討が必要です。年 0.4%を上回る金利を設定することは可能ですが、その場合は、金融検査マニュアルの債務者区分において資本とみなされない場合がありますので、注意が必要です。

Q 5、

「協議会版資本的借入金」の適用を盛り込んだ再生計画案について、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領（以下、『基本要領』とする）」6.(5)に規定された基準（いわゆる数値基準）を満たす必要はありますか。

A 5、

数値基準を満たす必要があります。これは、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）8-17で、「協議会版資本的借入金」の活用イメージで数値基準の一部（『**3～5年間の収益で（債務超過を）解消**』）が記載されているとおり、数値基準を満たしていることを前提に活用が認められているからです。

Q 6、

コベナンツとして求められるものは、どのような事項がありますか。

A 6、

中小企業庁発表の資料に記載されている通り、「債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること」および「金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与が出来る権利を有していること」が最低限求められます。

Q 7、

個別支援チーム注の編成にあたっては、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援する場合と同様、弁護士及び公認会計士を含める必要がありますか。

A 7、

「協議会版資本的借入金」を活用した金融支援の態様としては、「協議会版資本的借入金」のみを単独で実施する場合のほかに、「協議会版資本的借入金」と債権放棄とを併用する場合があります。

「協議会版資本的借入金」の実質が、借入金の一部又は全部を一定期間において「資本」的に取扱うことから、DES（債務の株式化）に近似するものであり、DES に準じて個別支援チームに弁護士及び公認会計士を含める運用が望ましいと考えますが、「協議会版資本的借入金」自体は債権の一部減免とはいえませんので、基本要領における「債権放棄等を伴う再生計画」には該当せず、個別支援チームに弁護士及び公認会計士を含めることは原則とはされません。したがって、前者の場合には、個別支援チームに必ずしも

弁護士及び公認会計士を含めることは求められておりません。もっとも、モニタリング期間を通じ、金融機関の自己査定上の債務者区分を判断する際に、「協議会版資本的借入金」が資本としてみなされるためには、再生計画の策定にあたり十分な財務デューデリジェンスが実施されることが肝要であると考えます。

なお、後者の場合は、「債権放棄等の要請を含む再生計画」に該当しますので、個別支援チームには弁護士及び公認会計士を含める必要があります。

注 個別支援チームとは・・・再生計画策定支援において、協議会の統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成される個別支援チームを編成します。なお、個別支援チームには公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請が見込まれる場合は、原則として弁護士及び公認会計士を含めることになっております。

Q 8、

金融検査マニュアル FAQ8-19 では、「破綻懸念先に対する『十分な資本的性質が認められる借入金』を資本とみなし、債務者区分のランクアップにつなげるためには、詳細かつ具体的な経営改善計画までは不要だとしても、一定の経営改善見通しがあることが望ましい」とあります。この回答と、基本要領の再生計画策定支援（第二次対応）に規定される各条項との関わりについて、どのように捉えればよいのでしょうか。

A 8、

「協議会版資本的借入金」は、第二次対応の業務手順に基づいて作成した再生計画案に基づいて適用できる制度ですから、**基本要領で求められる数値水準を満たした再生計画案の作成及びそれに対する調査報告が求められます。**

まず、マニュアル FAQ8-19 は、「十分な資本的性質が認められる借入金」全般について述べたものです。「協議会版資本的借入金」は、その立場を踏まえつつ基本要領における第二次対応案件について認められた制度であり、その適用に当たっては適切な運用が求められます。これは、マニュアル FAQ8-17 で述べられている日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫）の挑戦支援資本強化特例制度で、「公庫が適切と認める事業計画書」の提出を求めていることに類似しています。

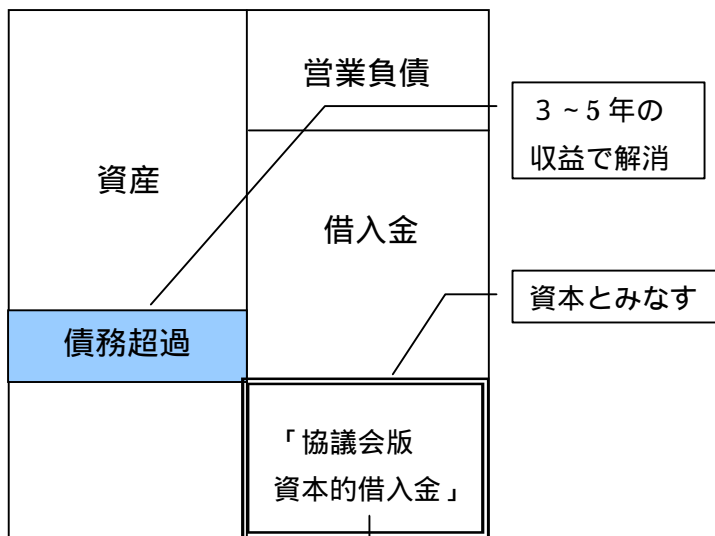
基本要領では、公認会計士又は税理士による財務面の調査分析及び中小企業診断士等による事業面の調査分析に基づき、相談企業の再生計画策定を支援することなどを求めています。

Q 9、

「協議会版資本的借入金」を適用した場合の、「債務者区分」について教えてください。

A 9、

「協議会版資本的借入金」を適用した場合の、「債務者区分」は、下記の通りです。



貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない

『協議会版資本的借入金』は「十分な資本的性質が認められる借入金(資本的劣後ローン(准資本型))」であることから、債務者区分の判定で資本とみなすことができます。

従って、本件における債務者区分は、要注意先(その他要注意先)となります。

(別表1)1.(3)(注)

別冊検証ポイント7.(3)

「協議会版資本的借入金」は、全国本部発表資料にある条件(例えば、年利0.4%程度の固定金利)から、従来の自己査定では、貸出条件緩和債権の判定となりますが、本件では中小企業再生支援協議会が策定支援した、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に基づく貸出金であり、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えありません。(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-4-9-4-3(2)、及び主要行向けの総合的な監督指針-3-2-4-3(2)参照)

Q10、

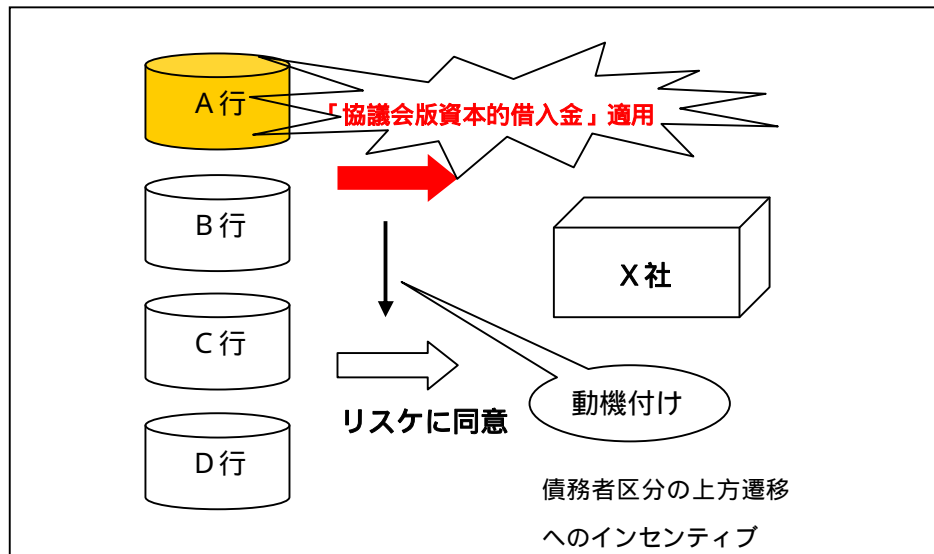
「協議会版資本的借入金」の適用が想定される具体的なケースを教えてください。

A10、

次の4つのケースなどが考えられますが、これ以外にも導入できるケースがあるかと思われます。

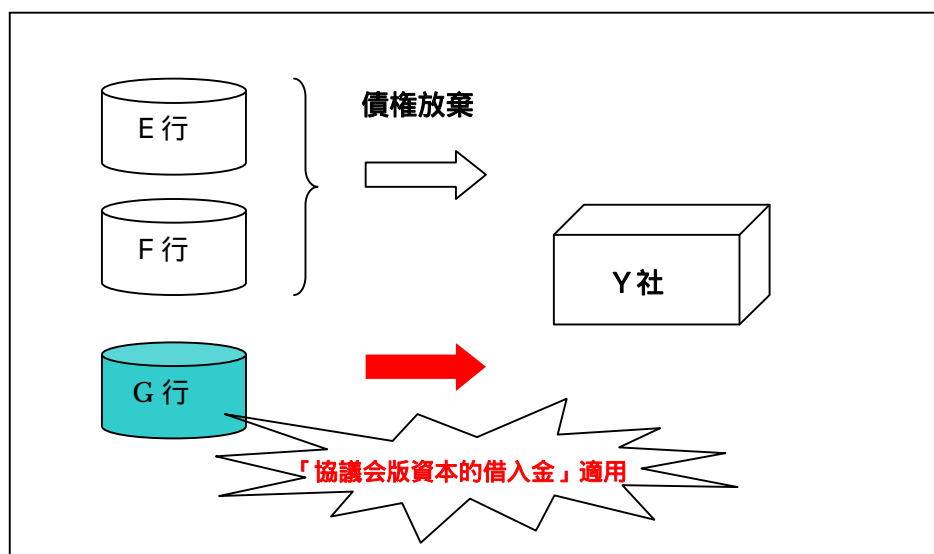
1、ケース

融資シェアが高い主力A行が、B以下の下位行のリスクを促すため、自行が「協議会版資本的借入金」を適用する。結果、B行以下全ての金融機関がリスクに同意する。



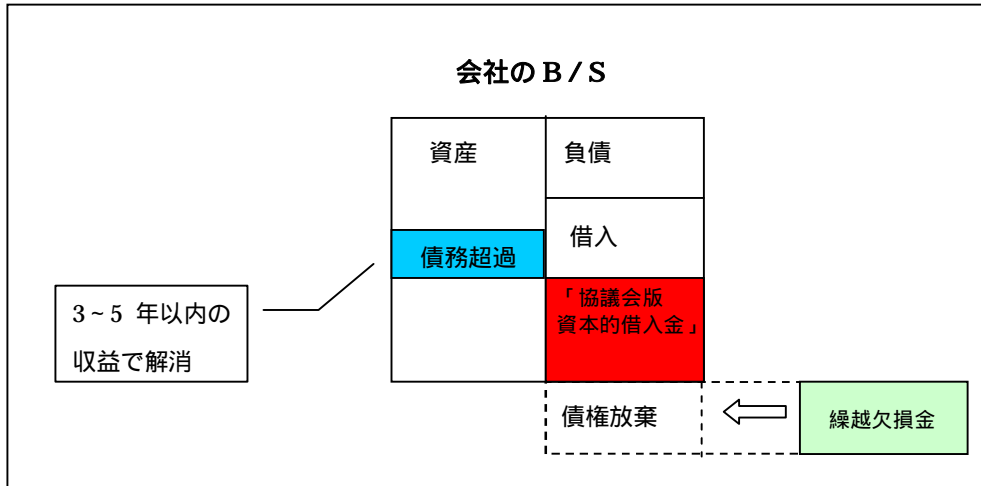
2、ケース

債権放棄を含む金融支援を実施するため、融資シェアが低く財務的基盤の脆弱なG行が債権放棄に代わって「協議会版資本的借入金」を適用する。



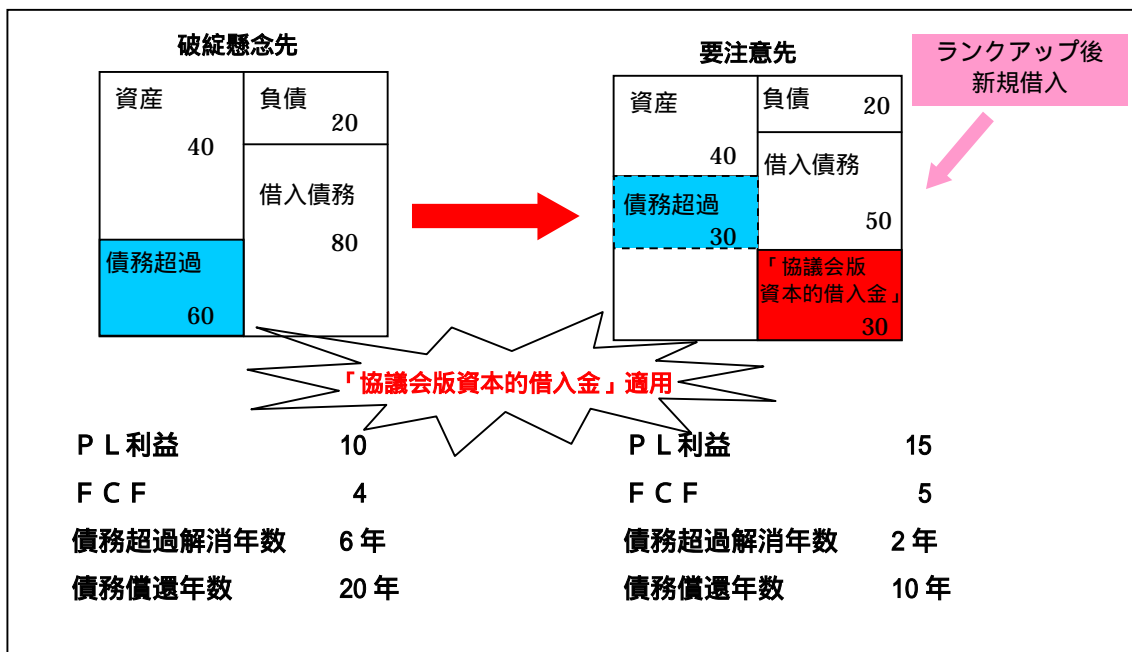
3、ケース

適切なタックスプランの遂行のため、全額債権放棄をするのではなく、債権放棄とともに「協議会版資本的借入金」を適用する。



4、ケース

破綻懸念先企業で資金需要がある場合に、「協議会版資本的借入金」を適用してランクアップさせ必要な資金を融資する。



【お問い合わせ先】

中小企業再生支援全国本部

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構内)

電話 : 03 - 5470 - 1477

FAX : 03 - 5470 - 1478

Eメール : zenkokuhonbu@smrj.go.jp